

いじめ防止基本方針

鎌倉市立第一小学校

(平成30年12月 策定)

(令和 8年 4月 改定)

鎌倉市立第一小学校 いじめ防止基本方針

【めざす子どもの姿】

- 考え、行動できる子
- 自他ともに大切に、互いを認め合える子
- 元気に挨拶、笑顔あかるい子

(1) いじめに対する考え方・基本姿勢

【いじめに対する考え方・基本姿勢】

- いじめは、人間として決して許されない行為である。
- あらゆる機会を通して、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心をはぐくむ教育活動の充実に取り組む。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。
- 学校、家庭や地域住民、関係機関が連携していじめが行われなくなるように取り組む。
- 学校生活において、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりに取り組む。

(2) いじめの未然防止 (年間計画→2頁参照)

【未然防止】安全で安心な学校生活の実現 認め合い、つながり合う実感 規律正しい生活態度

- 基礎・基本の定着と達成感 …分かる授業、子どもが主体的・協働的に学ぶ授業の実施
学年をチームとして、授業交換、合同授業等を積極的に行い、
複数の目で学年の子どもの指導にあたる
- 望ましい人間関係 …道徳教育の充実
行事等特別活動の中で、活躍できる機会を設定する
- いじめを許さない土壌づくり …人権尊重に基づく指導

(3) いじめの早期発見 (年間計画→2頁参照)

【早期発見】迅速で丁寧な状況把握 全職員による情報共有、組織的な対応

- 子どもの些細な変化を見逃さない…欠席・遅刻・早退の状況把握 年3回の生活アンケート
SCによる観察・面談 教職員間の定期的な情報共有
- 保護者との連携 …教育相談、個人面談(年2回)の実施
- 研修の実施 …インターネット上のいじめへの対応及び情報モラル教育の推進
いじめの定義理解を含む教職員研修の実施

(4) いじめに対する措置

【早期対応】初期対応の重視 速やかかつ組織的な対応 全職員の理解のもとで見守りを継続

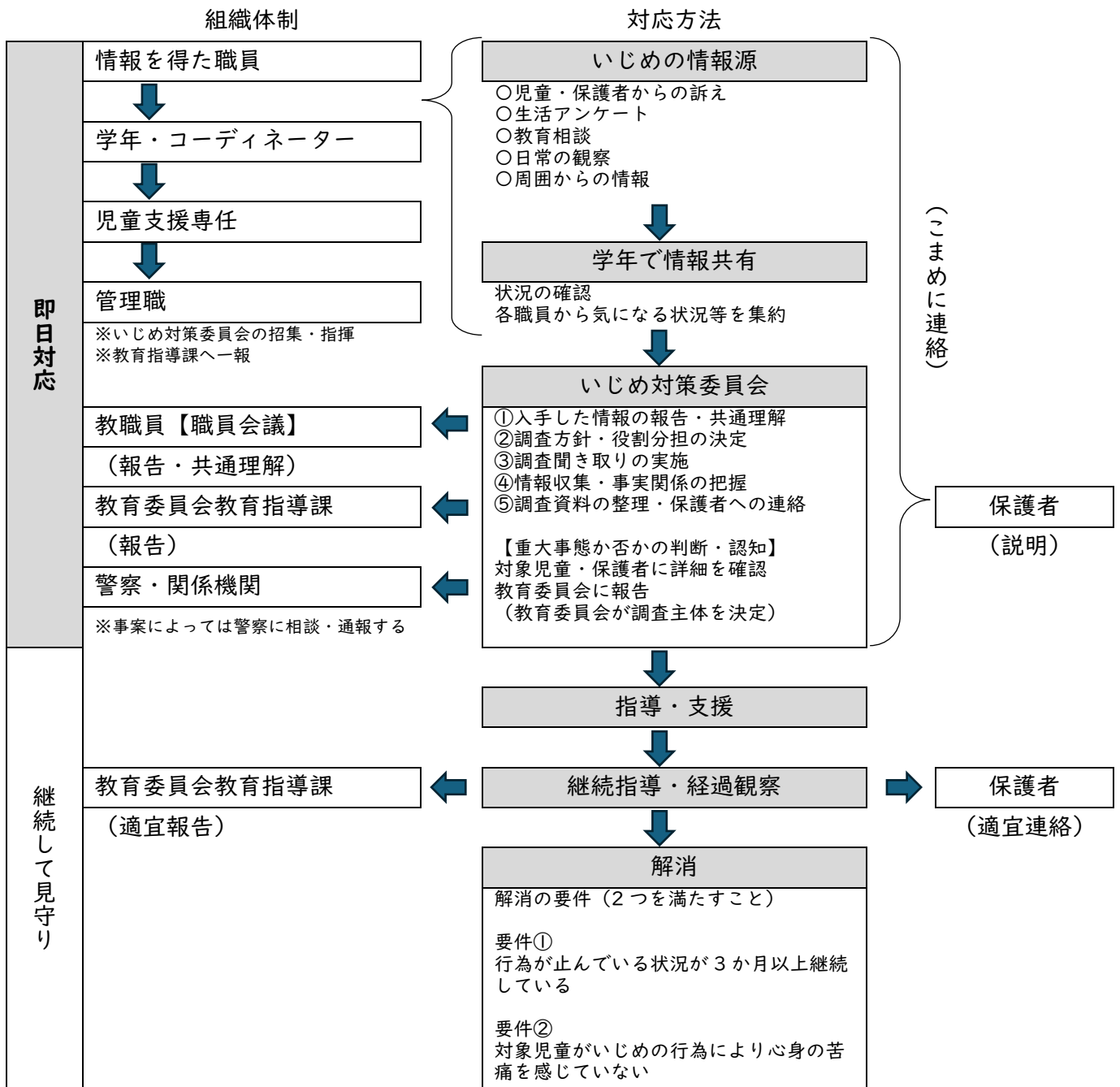
- 対象児童への対応 …迅速かつ丁寧な事実確認 安全・安心の確保の徹底 心のケア
- 関係児童への対応 …迅速かつ丁寧な事実確認 指導の徹底(再発防止と心のケア)
- 周辺児童への対応 …迅速かつ丁寧な事実確認 指導の徹底
- 保護者への対応 …迅速かつ確実な事実説明
今後の対応や指導・支援について報告し、協力を要請
- いじめ対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録、専門機関との連携

いじめの未然防止・早期発見のための年間指導計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
道徳教育の充実		いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成			互いの個性の理解			望ましい人間関係の構築			規範意識の醸成		
	低学年	・自分の好き嫌いとらわれず、誰に対しても仲間外れにしない心情を育てる。 ・友だちを仲間外れにせず、仲良くし、互いに助け合っていこうとする態度を育てる。			・友だちや教師が見つけてくれた自分のよいところを知ることで、自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育てる。			・友だちとよりよい人間関係を形成するには、相手のことをよく知る必要があり、相手の話をしっかりと聞くことが大切であることを理解する。			・いじめは、相手の心や体を傷つける行為であることを理解するとともに、いじめのない学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにする。		
	中学年	・自分と異なる思いや考えを大切にすることをする心情を育てる。 ・いじめをすることなく、誰とでも公平に接しようとする態度を育てる。			・友だちや教師が見つけてくれた自分のよいところを知り、自分の良いところをのびしていこうとする態度を育てる。			・コミュニケーションを行う上で、言葉で伝えることに加え、相手の動きや表情をよく見たり、よく聞いたりして、相手が話したいことを知ろうとすることも大切であることを理解する。			・いじめが起きた時にどうすればよいかを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない態度を育てる。		
	高学年	・相手の気持ちを考えて行動し、互いに信頼し合い、友情を深めていこうとする心情を育てる。 ・誰に対しても差別をしたり偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。			・自分のよいところ、友だちのよいところを見つけ、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員のよいところを学級で生かしていこうとする態度を育てる。			・コミュニケーションを図ることで、互いに意思や感情、思考を伝え合うことや、新たな考えに気付いたり、考えを深めたりできることを理解する。			・考え方や感じ方は人によって違っており、その違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解し、考えや気持ちを伝える方法を考える。		
未然防止の取り組み	望ましい集団作り	・学級目標 ・組織作り 学習規律の醸成			1学期の振り返り			・組織の見直し ・自治的な話し合い活動 学級目標に向かっての活動			2学期の振り返り ・自己実現 ・キャリア形成 ・3学期の振り返り ・来年度への目標設定		
	自己有用感の醸成	6年修学旅行 5年宿泊学習 縦割り活動を含む異学年交流						6年陸上記録大会 運動会			5年音楽会 卒業式		
	主体性の育成	委員会活動の充実 クラブ活動の充実			児童集会行事			運動会での係別活動			児童集会行事 児童集会行事		
	インターネット	インターネットやタブレット使用に関するルールの確認											
	リテラシーの向上				学級活動や特別な教科道徳、総合的な学習の時間、技術・家庭等の授業や講演会等、様々な場面を通じての情報モラル教育推進								
	教職員の資質向上	・いじめの定義・基本方針の理解 ・いじめ防止年間計画の作成 SCとの教育相談、SSWとの連携、情報共有			いじめ防止研修会						いじめ防止研修会 いじめ防止基本方針の見直し ・年度の振り返り ・学校評価の検証		
	保護者・地域との連携	・授業参観 ・懇談会 ・いじめ防止基本方針の説明 学校だより、学年だより、学級通信等による保護者への啓発			個人面談			学校へ行こう週間（参観）			個人面談 学校評価 ・授業参観 ・懇談会		
早期発見の取り組み	児童				・生活アンケート ・子ども面談						・生活アンケート ・子ども面談		
	家庭	懇談会（支援体制の周知）			個人面談						個人面談		
	教職員	いじめの定義・基本方針の理解			いじめ防止研修会						いじめ防止研修会 ・いじめ防止基本方針の見直し ・年度の振り返り ・学校評価の検証 新年度への引継ぎ		

※毎月コーディネーター会議を実施し、いじめの未然防止・早期発見に努める

(5) いじめ対策組織



(6) いじめ重大事態への対応

いじめ重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。(市基本方針「Ⅲ 重大事態への対処」P.14 及び「いじめの対応の流れについて」に基づく。)